

異議申立補足書 (配布用)

平成26年11月11日

文部科学大臣 殿

東京都品川区東五反田1丁目2番38号
宗教法人幸福の科学法務室
申立人代理人弁護士 佐藤 悠 人

同 水谷 共 宏

栃木県那須郡那須町大字梁瀬字扇田487番地1
申立人学校法人幸福の科学学園
代表者理事長 木村 智 重

申立人は、幸福の科学大学の設置の申請に対する平成26年10月31日付の不認可処分（26受文科高第1465号、以下「本件処分」という）に関する平成26年11月7日付け「異議申立書」（以下「異議申立書」という）で、その憲法違反の面に焦点を当てて論じたが、これにつき、客観的事実に基づいて、以下のとおり主張を補足する。

1 はじめに

本件処分の理由の2つ目は、“不正の行為”なるものであり、次の3つのエピソードが指摘されていた。

すなわち、第一に、文部科学省宛てに「『下村博文守護霊の霊言パート2』の要約」と称する不当な書簡を送付し（以下「書簡送付」という）、第二に、申立人の理事長の発言（以下「理事長発言」という）、第三に、申立人の副理事長の発言（以下「副理事長発言」という）について、「設置の可否の判断に

あたって心的圧力をかける意図が」あり、これが、「公正な審査を妨害するなど設置認可制度の根幹を揺るがす恐れのある行為」であるから、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」（平成15年文部科学省令第45号）2条1号の「不正の行為」に該当する、というものであった。

しかしながら、これらの行為で実際に審議委員が心的圧力を受けるなどして設置判断が妨害されたなどの事情は一切認められない。

2 “書簡送付”について

(1) 本件処分の理由

まず、本件処分においては、「今回、幸福の科学大学（仮称）の設置認可申請においては、次のような行為が学校法人幸福の科学学園（以下「学校法人」という。）あるいは学校法人が属する幸福の科学グループより行なわれた」、「6月14日に「 」と名乗る人物から文部科学大臣宛に『下村博文守護霊言パート2』の要約」とする書簡が送られた」として、その書簡の内容が問題とされた上で、申立人が「設置の可否の判断にあたって心的圧力をかける意図が」あったものとされている。

(2) “書簡送付”の真実

しかしながら、当の 氏（以下「A氏」という）の証言によれば、これに関する真実は、以下のとおりである（甲1号証）。

A氏は、申立人である学校法人幸福の科学学園とは関係がない、幸福実現党に勤務する者である。

平成24年5月、教育関係の会合に出席した際、当時は一議員であった下村博文文部科学大臣（以下「下村大臣」という）と名刺交換をした縁で、下村後援会の案内が届くようになり、3回ほど後援会の集いに参加し、いずれも本人と会って名刺を渡すなどしていた。

申立外宗教法人幸福の科学（以下「宗教法人」という）が、『文部科学大臣・下村博文守護霊インタビュー』（幸福の科学出版株式会社刊、以下「霊言書籍」という）が平成26年6月7日に発刊された前日である、同年同月6日夕方、下村大臣からA氏の電話に、「下村」と名乗って留守番電話が入っていた。

A氏が折り返し電話したところ、下村大臣本人が電話に出て、次のような話をしてきた。

「本をストップすることで、やりようはまだある。まだ、間に合うから。

役人がコピーを持ってきた。それを見て驚いた。罵詈雑言が書いてあるではないか。(中略)とにかく、誹謗中傷の内容である。今だったら、対応の仕方がある。本部のしかるべき人に話をしてくれないか。

本(霊言書籍)のストップ(出版中止)は当然のことだ。(中略)今だったら対応の仕方がある。」

現職の大臣からの直接の携帯電話への連絡に驚いたA氏は、そのような電話があったことを、即日、宗教法人に電話で伝えたが、霊言書籍は、翌同年同月7日に発刊された。

ところが、同年6月13日及び14日に、「文部科学大臣・下村博文守護霊インタビュー(2)」と題する霊言が宗教法人において収録され、同年同月16日、A氏は、宗教法人からその活字起こしの要約文書(以下「要約文書」という)を入手した。

A氏は下村大臣の携帯電話に宛てて、「急ぎお会いして、お話したいことがある。都合のいい日時と場所を指定して下さい」とショートメールで伝えたものの返信がなかったため、翌同年同月17日朝に再度、「急ぎ、お届けしたいものがある。事務所にお届けしておいてもいいでしょうか」とショートメールを送信したところ、すぐに下村大臣から、「了解しました」との返信が来た。

そこで、A氏は、同日夕方に、衆議院第二議員会館(東京都千代田区永田町)にある下村大臣の事務所を訪問し、要約文書を対応した女性秘書に手渡した。

なお、同年6月6日午後6時頃、衆議院第一議員会館で下村大臣に挨拶した宗教法人の会員が、下村大臣から「幹部の方に伝えておいて欲しい」として、A氏と同旨の内容の話をされた事実も存している(甲第2号証)。

(3) まとめ

以上のとおり、A氏が、平成26年6月17日(「14日」ではない)に、下村大臣宛てに要約文書を持参した(「送られた」ではない)のは事実と思われるが、A氏は、申立人学校法人の役員でもなければ職員でもなく、申立人とは何の関係もない第三者にすぎず、下村大臣から直接携帯電話を受けたという関係に基づき、要約文書を提供したものである。

また要約文書は、宗教法人が作成したものであるが、宗教法人は申立人学校法人ではないし、その内容は宗教法人により宗教行為の一つとして作成されたものであって、憲法に保障された「信教の自由」(憲法20条1項)、「言論、出版、表現の自由」(憲法21条)の範囲内の行為である。

つまり、下村大臣が携帯電話でやり取りをしたのは、第三者であるA氏

(ないし宗教法人)にすぎず、この一連の行為につき、A氏と直接は何の関係もない申立人が「設置の可否の判断にあたって心的圧力をかける意図があるものと認定される理由などない。

これが、申立人に対する処分の理由とされるべきでないのは明白とすべきである。

3 理事長発言について

(1) 本件処分の理由

次に、本件処分においては、「8月13日(水)及び8月20日(水)の申請者側からの事務相談において、申請者(学校法人理事長)から文部科学省担当者に対して、「宗教法人の連中は過激な奴が多く、それを私が抑えている。」といった趣旨の発言があった」、この行為は、「直接的な物理的危険を連想させるような発言」で、「設置の可否の判断にあたって心的圧力をかける意図があるものと認められる」とされている。

(2) 理事長発言の真実

これは、平成26年8月20日、2度目の審査意見が伝達された後、申立人の木村智重理事長(以下「木村理事長」という)が、大学設置認可室の小代哲也室長補佐と、文部科学省内で事務相談として面談した際の発言が取り上げられたものである。

本件大学設置認可申請の過程では、設置を予定していた人間幸福学部と経営成功学部に関し、同年5月19日の最初の審査意見において、その学問体系(「幸福の科学教学」を含む学問体系)に厳しい意見が付いたため、事務相談における今泉柔剛室長による「幸福の科学教学を、専門科目の体系から外せばよいのではないか」という旨の言葉に従って、同年6月25日の補正申請で、これらを専門科目の体系から外し、教養科目や自由科目としたにもかかわらず、2度目の審査意見においても、是正意見が付いたため、この問題について意見交換していた際の発言である。

「幸福の科学教学」は、宗教法人にとって最も大切な部分であるから、従前認められるような発言をしていたのに認められないのであれば、宗教法人は怒り心頭になるという文脈のやり取りであった。

具体的には、木村理事長は小代室長補佐に対し、「一部過激な人もいるから理解して頂いて。私はもう止められなくなる可能性もあるから。それこそシュプレヒコールしたいくらいの連中がおりますから、そんなことをやられたら困るから、やめてくれと、何とか落ち着いてくれというのが、今の実情ですよ(笑)」と発言したものであるにすぎなかった。

(3) まとめ

ここで発言された内容は、単に「シュプレヒコール」というものではなく、特段、小代室長補佐をはじめとする文科省の公務員の生命・身体・財産等に対する危害を加えるような発言でもなんでもない。

「シュプレヒコール」、すなわち氣勢を上げる行為は、「表現の自由」（憲法21条）の範囲内の行為の一つであるデモ行進等において、わが国においては一般に認められている合法行為の一つにすぎない。これをあえて取り出して、「直接的な物理的危険を連想させるような発言」などというのは、まさにこじつけというほかないものである。

このような「不正の行為」に該当するとは到底いえない行為が、申立人に対する処分の理由とされるべきでないのもまた、多言を要しないものである。

4 副理事長発言について

(1) 本件処分の理由

本件処分においては、「8月25日（月）に実施した実地審査において、審査の終了後、申請者（学校法人副理事長）から文部科学省担当者に対して、「前日に、文部科学事務次官及び大学設置・学校法人審議会会長の守護霊インタビューを実施したので、今後の状況を見て出版をする。」との発言があった」、この行為が、「当人の意思・考えとは全く異なり、社会的信頼等を失わせる可能性がある内容が書かれている霊言本の出版予告をし」て、「設置の可否の判断にあたって心的圧力をかける意図があるものと認められる」などとされている。

(2) 副理事長発言の真実

これは、平成26年8月25日、千葉県長生村の大学設置予定地の実地調査の際、申立人の九鬼一副理事長が、異動での着任後、初対面であった文科省の新木聡大学設置室室長に、実地調査の最後に幸福の科学教学の話が出たことを受けて、立ち話をした際に、「昨日、（文部科学省の）山中次官と（大学設置・学校法人審議会の）佐藤会長の守護霊インタビューが宗教法人で行なわれたと聞いていますが、霊言集として出版されるかどうかは分かりません」という趣旨の発言もあったものである。

これは、前任者の今泉大学設置室室長と異なり、事務相談の場にまったく顔さえ見せようとしない、大学設置手続きの新任の事務責任者に、「霊言」という宗教活動が宗教法人において行なわれている意味を、直接、説明させてほしいとの意図で発言されたものであって、その言葉使いも口調も極めて丁寧かつ穏当なものであった。

(3) まとめ

ここで問題とされた発言も、宗教系の大学として設置認可申請している幸福の科学大学の特殊性を、直接丁寧に説明させてほしいという、設置手続きの大学側責任者の一人としての熱意に基づく発言の一つがことさらに取り出されたものであるが、新木室長をはじめとする文科省の公務員の生命・身体・財産等に対する危害を加えるような特段の発言でもなんでもない。

また、その内容が明らかではない「守護霊インタビュー」と称される宗教行為に対して、「社会的信頼等を失わせる可能性がある内容」と本件処分は決めつけるが、その認定に正当な理由があるとは到底思われない。

繰り返しになるが、「霊言現象」に関する書籍の内容は、映像等に残っている内容から明らかな通り、現実には生じた現象が客観的に記述されたものである。それを、相当な根拠をなんら示すことなく「当人の意思・考えとは全く異なる」と断定するというのは、“科学的根拠及び学問的態度”などまったく見られないものと言わざるを得ない。

いずれにしても、これが「不正の行為」だとして申立人に対する処分の理由とされるべきものではないのもまた、明白と言うべきである。

5 行政不服審査法における審査可能性

(1) 学校教育法139条の立法趣旨

異議申立書でも論じたところであるが、一見すれば本件処分について不服申立てを認めないかのように思われる学校教育法139条の立法趣旨は、「審議会…の意見に基づいてした処分」という「慎重な手続によって行なわれた処分であるので、不服申立てを認めても結局は同じ結果になるものと予想される」ことによるものである。

しかしながら、“不正の行為”として本件処分の理由の2つ目とされた、“書簡送付”、理事長発言、副理事長発言という3つの事項は、上記のとおり客観的事実にまったく反する内容であることに加えて、以下に述べるとおり、いずれも審議会における慎重な審議を経していない事柄ばかりであることは重要である。

(2) 審議会の報告書

すなわち、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の答申『「幸福の科学大学を「不可」とする理由』とともに公表された平成26年10月29日付け同分科会による「幸福の科学大学（仮称）の審査過程における申請者の不適切な行為について（報告）」と題する報告書には、申立人の“不適

切な行為”なるものが3点記載されている。

具体的には、第一に、大学新設に関連する大川隆法総裁の著書が数多く出版されたこと（「著書」は書簡送付ではない）、第二に、これらの著書が申立人の所属する幸福の科学グループから審議会の委員に送付されたこと（下村大臣は「審議会の委員」ではないし、「著書の送付」は書簡送付ではない）、第三に、今回の大学設置認可に関係すると思われる人物の守護霊本が複数出版されたこと（「今回の大学設置認可に関係すると思われる人物」なるものは、本件処分の認可者として認可の責任者本人である下村大臣ではあり得ないし、「守護霊本」は要約文書ではない）、が摘示され、これが“通常の審査プロセスを無視して、認可の強要を意図すると思われるような不適切な行為”だとしている。

しかしながら、これらの3点はいずれも、「信教の自由」（憲法20条1項）、「言論、出版、表現の自由」（憲法21条）で保障された正当な宗教行為及び表現行為であり、これが「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号の「不正の行為」に該当することはあり得ない。

それゆえに、審議会が指摘した上記3点は、本件処分ですべて摘示されず、審議会が指摘していない（つまり審議会の慎重な審議などまったく経ていないことが明白な），“書簡送付”、理事長発言、副理事長発言という3つの事項が、本件処分ですべて突如として新たに摘示され、不認可の理由とされたのである。

（3）下村大臣の実体験事実

しかも、とりわけ「書簡送付」については、処分権者である下村大臣自身の実体験であり、これが客観的事実に反する内容であること、すなわち、第一に、“書簡送付”ではなく「文書の持参」であること、第二に、その日にちが“6月14日”ではなく「6月17日」であること、第三に、要約文書が一方的に送りつけられたのではなく、下村大臣の私的働きかけを機縁として、下村大臣との個人的関係に基づき要約文書が提供されたものであること、第四に、行為者は申立人とは何の関係もない第三者であることなどは、証拠調べ等の新たな手続きを経るまでもなく、いずれも下村大臣自身が事実の可否につき判断できる事柄ばかりである。

にもかかわらず、このような客観的事実に反する事柄を、処分理由として大きく二つ掲げたうちのひとつとした本件処分は、審議会による「慎重な手続によって行なわれた」などとは到底言えないものであるのは明白である。

(4) 憲法違反による違憲無効

また、異議申立書でも詳細に論じたとおり、幸福の科学大学の背景に「靈言（靈言集）」が存在していることを、処分理由として大きく二つ掲げたうちのひとつとした本件処分は、憲法上認められた権利である「学問の自由」（憲法23条）、「信教の自由」（憲法20条1項前段）を侵害し、「政教分離」（憲法20条3項）を甚だしく侵害する行為であるのは論を俟たない。

これについて、行政庁への異議申立てを認めないことは、憲法上認められた権利に対する不当な制約であるから、学校教育法139条はこれに反する限りで違憲無効である。

(5) 行政裁量の逸脱

したがって、本件については、特に行政不服審査法に基づく不服申立てが認められるべきことが明らかである。

仮に行政不服審査法に基づく不服申立てが認められないとしても、本件処分が憲法の「信教の自由」及び「学問の自由」を不当に侵害し、行政庁の裁量を逸脱するものであることは明らかであるから、当該行政庁である文部科学大臣は、自らの裁量的判断により、本件処分を取り消し、幸福の科学大学の設置を認可すべきものである。

6 結論

よって、申立人は、本件処分を取消し、幸福の科学大学の設置を認可することを求める次第である。

附 属 書 類

- | | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 甲第1号証（A氏陳述書） | 1通 |
| 2 | 甲第2号証（宗教法人の一会員の報告FAX） | 1通 |

以上